

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第4回）

日 時：平成30年3月29日（木）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、荒井委員、江村委員、近藤委員、佐田委員、高倉委員、日覺委員、土生委員、林委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、細井委員代理、正木委員代理

【各省等】農林水産省 杉中課長
特許庁 今村課長
特許庁 川上制度審議室長
特許庁 武重企画調査官

【事務局】住田局長、川嶋次長、小野寺参事官、仁科参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2017」各施策に関する関係府省の主な取組状況・「知的財産推進計画2018」策定に向けた検討

(1) 産業財産権分野における法改正事項

(2) ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現

(3) 意見募集結果を受けての検討

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 時間になりましたので、ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第4回を開催させていただきます。

本日は、御多忙中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は「知的財産推進計画2017」に記載された施策のうち「（1）産業財産権分野における法改正事項」「（2）ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現」、この2つについての御検討をいただいた後に、先に行われました意見募集結果を受けて御議論をいただくセッションを設けております。

本日は、相澤委員、五神委員、原山委員、宮島委員につきましては、所用のため、御欠席でございます。

また、小林委員の代理として正木様に、長澤委員の代理として細井様に御出席いただいております。

委員会開催に先立ちまして、川嶋次長から御挨拶をいただければと思います。

○川嶋次長 次長の川嶋でございます。

本日は、朝早くから御参集を賜りまして恐縮でございます。ありがとうございます。

年度末も押し迫っております、先生方におかれましては、検討結果の取りまとめに向けた御審議をいただいております次第でございますけれども、本日、第4回目となりますが「知的財産推進計画2017」におきまして、主に知財システム基盤の整備あるいは中小企業による知財活用との観点から計画されました取り組みのうち、特許法を中心といたしました産業財産権法の改正事項あるいはビジネスの実態を反映した損害賠償や知財価値の評価に関する事項の進捗状況につきまして御説明をさせていただきます、先生方に検証と評価をお願いしたいと考えてございます。

あわせて、その進捗状況や知的財産推進計画に対するパブリックコメントをやってございますので、その結果を踏まえまして、知的財産推進計画2018に盛り込むべき事項につきましても先生方から御意見を頂戴いたしたく存じます。

時間は限られておりますけれども、先生方の活発な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、事務局より、資料の確認をお願いいたします。

○仁科参事官 参事官の仁科でございます。

局長の住田ですが、所用のため会議の途中から出席をさせていただきます。御容赦のほど、お願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

クリップどめを外していただきますと、上から議事次第、資料1、資料2-1、2-2、こちらは事務局資料になります。

資料3-1から3-4が各省からプレゼン資料。

さらに参考資料としまして1から3を事務局からお付けしてございます。

また、参考資料4としまして、荒井委員から御提出がありました資料をお付けてしてございます。

もし、内容に不足等がございましたら、事務局のほうから追加をさせていただきますので、挙手をいただければと思います。

きょうは、御発言をいただくに当たりましては、皆様の前にございますマイクのスイッチを入れていただきまして御発言をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○渡部座長 それでは「知的財産推進計画2017」の取り組み状況の検証に移らせていただきます。

本日取り上げる項目及び論点について、引き続き事務局から説明をしていただければと思います。

○仁科参事官 お手元の資料2-1をごらんください。

きょう議論をいただく論点は、大きく2つございます。

まず「1. 産業財産権分野における法改正事項」でございます。

(1)のところに、知的財産推進計画2017に掲載の事項と書いてございますが、こちらの詳細につきましては、後ほど特許庁のほうから御説明をいただきますので、要点のみ御説明いたします。

まず、最初のポツでございますが、標準必須特許の裁定につきまして検討という項目がございました。

さらに3つ目のポツでございますけれども、第三者の技術専門家による証拠収集手続の関与という制度につきまして検討をすべしという項目がございました。

次でございますけれども、出願手続の簡素化。

さらにその次は、手続上瑕疵のある商標出願が大量に行われている問題について検討すべしという指摘が、この推進計画のほうに記載されております。

なお、データ関連の法改正事項につきましては、次回第5回の会合を扱う予定でございます。

さらに、標準化関連の法改正事項につきましては、既に第2回会合で取り扱い済みでございます。

同じページの(2)のところで意見募集の結果あるいは有識者ヒアリングの結果、いただきました意見をまとめてございます。

上から標準必須特許のライセンス交渉に関しまして、その実効性を高めるべく各国特許庁や司法を交えた国際連携を期待するという御意見をいただいております。

さらに、判定制度を活用した必須特許の判断につきましては、PAE等に悪用されない運用を期待するとか、あるいは証拠収集手続において収集する証拠につきましては、裁判争点部分の証明に最低限必要な部分に限定されるべきだというような御意見もいただいております。

ります。

また、特許庁のほうで公表しております中小企業の料金の半減につきまして高く評価するというのに加えまして、手続の簡素化も期待するという御意見もいただいております。

本会合の論点としまして、下にまとめてございますが、これから特許庁のほうから御説明をいただきます、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引、この取り組みを踏まえまして、手引の内容の普及・活用の観点から、さらに取り組みべき事項は何かという観点で御議論をいただこうかと考えております。

また、さらに御紹介いただきます法改正事項の内容を踏まえまして、その実効を高めるための運用面で行うべき事項につきましても御意見をいただければと思います。

裏側に移っていただきまして、2番目の議題でございますけれども「2. ビジネスの実態やニーズを反映した損害賠償額・知財価値評価の実現」ということで、こちらも、そのとおり推進計画2017のほうに書いてございます。

(2) のところ、いただきました御意見としまして御紹介をさせていただきますと、最初のポツでございますけれども、ラフでもいいので知財を中心とした無形資産の価値を数字であらわせるようにすることが重要ではないかという御意見をいただいております。

2番目のポツでございますが、中小企業が知財の取り組みを始めるきっかけとしまして、知財の価値評価を活用したらどうかという御意見をいただいております。

また、訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償の導入につきましては、反対するという御意見、価値を適切に評価できるシステムがあれば、損害賠償額の額は、自然と増額されるのではないかという御意見をいただいております。

その一方で、低過ぎる損害賠償額を早期に是正すべきだという御意見もいただいております。

また、実施料データベースに関しましては、作成するのは適切ではないという御意見もいただいております。

本日の論点でございますが、後ほど関係府省のほうから知財のビジネス価値評価タスクフォースの内容の報告あるいは特許庁のほうで検討しております、損害賠償額の適正な評価のワーキンググループ、パテント・トロール対策のワーキンググループの検討結果を報告させていただきますので、この検討結果の普及・活用という観点から取り組むべき事項につきまして、御議論をいただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、産業財産権分野における法改正事項につきまして、特許庁からの説明をいただいた後に、意見交換をさせていただきます。

特許庁から、お願いいたします。

○川上制度審議室長 特許庁総務部総務課制度審議室長をしております、川上と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

お手元の資料3-1に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

特許庁では、知的財産推進計画2017を踏まえまして、昨年来、特許制度小委員会のほうで検討を進めてまいりまして、本年の2月に報告書を取りまとめたところでございます。

その結果、法制面での対応が必要な事項につきましては、2月27日に不正競争防止法等の一部改正法という中に盛り込む形で閣議決定をいたしまして、国会に提出をしたところでございます。

お手元の資料の2ページのところで、今回の特許法等改正案の概要をまとめてございます。

まず、1つ目、左側でございますけれども、中小企業の特許料等を一律半減するという内容を盛り込んでおります。

従来も中小企業に対する減免制度というのはございましたけれども、その対象が限られていたということで、そこに書いておりますように、例えば、赤字企業でありますとか、研究開発型企业ということで限定がございました。

その結果、制度を利用する中小企業というのは、全体の3分の1にとどまっていたということだったのですけれども、今回、そういう制約を取っ払いまして、全ての中小企業を対象に特許料等を一律半減するという内容を盛り込んでおります。

これに伴いまして、手続面につきましても、従来は、この要件に合致するかどうかについての証明書類を御提出いただいておりますので、その結果、手続が煩雑だったという面があったわけですが、今回、こういった要件を取っ払うことによりまして、証明書類も不要となるということで簡素化が図られるということでございます。

証明書類を不要にすることに加えまして、さらに減免の申請書についても、併せてなくす方向で検討しておりますので、その結果、審査請求書ですとか、特許料の納付書に減免対象である旨を明記すればいいということで、この点についても大幅に簡素化を図る方向で、今、進めているところでございます。

料金減免のイメージでございますけれども、特許を10年間保有すると、大体平均的なケースで40万円ぐらいかかるわけでございますけれども、これが半減ということで20万円になるというイメージでございます。

今回、国際出願につきましても半減の対象ということにしておりまして、これは、特許庁あるいはWIPOに支払う国際出願手数料というのが大体20万円ぐらいかかるわけですが、それが半減ということで10万円になるというイメージでございます。

他方、特許特会は収支相償で運営されているということでございまして、今回、中小企業を一律半減にすることに伴いまして、全体的には減収見込み額見合いの料金引上げをさせていただこうと考えております。

ただ、この特許料等につきましては、過去にずっと引き下げをしてきておりまして、10年間で25%引き下げております。直近でも2年前に2万円引き下げておりまして、今回、引上げについても、直近の2万円の範囲内で引上げを行い、最低限の引上げを行うという

ことで、今、検討しているところでございます。

2番目のところ、弁理士の業務に標準化、データ利活用関連を追加するというのを盛り込んでおります。

これは、こうした相談業務等につきまして、弁理士の名の下で業務を行えるようにする。その結果、弁理士法上の秘密保持義務といったものがかかってきますので、より信頼が置ける中で業務を行うことができる、そういう形にしたいと思っております。

3番目が、いわゆるグレース・ピリオドの延長でございますが、これは、特許は出願時点の新規性というのが必要でありますけれども、大学の研究者等がうっかり事前に論文を公表してしまったとか、そういうケースにおいては、6カ月以内であれば、新規性について例外的に認めるという制度があるわけでございますけれども、この6カ月というのを、今回、1年に延ばすといったことを考えております。

これは、もともとTPPの担保法の中で、こういった措置というのは盛り込まれておたわけですが、今回、特許法の改正の中で手当をしようということで盛り込んだところでございます。

右側のほうに行っていただきまして「【2】知財紛争処理手続の拡充」でございます。

1点目が証拠収集手続の強化でありますけれども、これは、御案内のとおり、特許侵害訴訟では、証拠が被疑侵害者に偏在しているということは、従来から指摘されてきたところでございますけれども、そういったときに、裁判所が書類提出命令を出すわけでございますけれども、その必要性の判断に苦慮するような場合につきまして、いわゆるインカメラ手続で事前に裁判所等が、そのもの自体を取り寄せて必要性確認できるということによって、証拠収集手続の強化を図ろうといったことを盛り込んでおります。

このインカメラの中で、いわゆる中立の技術専門家が関与できるようにするといったことも盛り込んでおりまして、この中立の技術専門家というのは、民訴法上に位置づけられております専門委員、こういう方々が関与できるようにするといったことを考えております。

(2)でございますけれども、判定における営業秘密を保護するということでありまして、これは、判定という仕組みがもう既にございますけれども、ある製品が、ある特許権を侵害しているかどうかについて、特許庁が参考意見を示す制度でございますけれども、そこに出された書類というのが、今、誰でも閲覧できる状況になってしまっているということでありますので、営業秘密の記載がある場合については、閲覧を制限するということが、より使いやすい制度にしたいと考えております。

下の3番目の手続の簡素化の部分でございますけれども、まず、第1点目といたしましては、クレジットカードによる特許料等納付を認める手当をしたいと思っております。

現行は、特許等納付は、印紙の納付が多いわけでございますけれども、今後、いろんなニーズに対応できるように、クレジットカードの支払いというのをも認めるといった措置を盛り込んでおります。

2番目の意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入でございますけれども、これは、最初に意匠出願した国への出願日というのが、その後に出願した他の国でも出願日とできるというパリ条約による優先権制度がございますけれども、これを利用する際に、今は書面による提出ということでもありますので、非常に費用とか負担が生じていたわけがございますけれども、これをWIPOを通じて電子的に交換できるようにするといったことでございます。

これは、特許については、既にこういった仕組みがありますので、それを意匠にも適用するといった内容でございます。

「(3) その他」で「商標出願手続の適正化」とございますけれども、この中身は、現行の商標法におきましては、出願の分割をする際に、出願手数料の納付というのが要件とされていないという問題点がございます。

したがって、出願手数料を納付しないまま分割を繰り返すことによって、最初の先願の地位というのをずっと確保し続けてしまう。その結果、本来、商標を登録されるべき方が、早期の登録ができないといった事態が生じておりますので、この商標を分割する際の要件として、出願手数料の納付というのを位置づけるということで措置しようと考えております。

次の3ページを御覧いただければと思います。

知的財産推進計画2017の中で、標準必須特許の適切なライセンス料を決める標準必須特許裁定について検討するといった項目が盛り込まれておまして、これを受けて、特許制度小委員会のほうで対応、議論をしてきたところでございます。

まず、標準必須特許に係る紛争の解決策を検討するに当たっては、以下の3つぐらいの視点が必要ではないかと整理しております。

「① 標準必須特許の権利者と実施者のバランスに配慮すること」。

「② 迅速かつグローバルな解決が図られるものであること」。

「③ 当事者にとって予見可能性と安定性が担保されるものであること」。

この3つの視点を踏まえたと、解決策としては、1つは、国際的に通用するような権利者と実施者のバランスに配慮した手引の策定。

2つ目といたしまして、特許庁の技術的知見を生かして、既存の判定制度を活用して、標準必須性に係る判断をする。

この2つによって、ライセンス交渉の円滑化あるいは紛争解決の迅速化を図るというのが適当ではないかというのが、特許制度小委員会での議論の結論でございました。

後者のほうの、標準必須性判定につきましては、これは既にパブリックコメントにかけさせていただいております、4月1日より運用を開始したいと考えております。

それから、前者の手引につきましては、昨年に手引に対する提案募集というのを行いまして、それを踏まえてドラフトをつくって、今年の3月9日から、そのドラフトに対するパブリックコメントというのをかけております。これは、4月10日締め切りということに

なっております、このパブリックコメントを踏まえて、本年の春のうちに手引きを最終的に取りまとめて公表をしたいと考えております。その中身については、後ほど、また御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、知的財産推進計画にありました、いわゆる裁定制度についての検討なのですが、それは、一番下の箱の中に整理しておりますけれども、裁定制度の導入については、幾つか問題点があるのではないかとということでございます。

1つは、裁定制度、いわゆる強制実施権を設定するという制度のわけですが、これは、まず、実施者側のみが請求できる制度であるということ。

それから、これは、あくまで日本の特許権のみが対象になるということで、今、標準必須特許の紛争がグローバルに展開されている中で、この裁定をしたところで、グローバルな解決には、なかなかつながらないのではないかとということ。

それから、特許庁自身が個別にライセンス条件をちゃんと設定できるのかということについて、やはり、疑問視する声というのが多く聞かれたこと。

それから、途上国による強制実施権導入の先例とされるという可能性も含めて、国際的に非常に懸念する声が多く聞かれたこと。

それから、強制実施権がTRIPS協定に抵触するとの視点もある。

こういった課題が存在するというので、こういった課題を解決できない限りは、なかなか裁定制度の導入というのは難しいのではないかとというのが、この特許制度小委での結論でございました。

続きまして、4ページ以降、現在、パブリックコメントにかけております、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きについて、簡単に内容を御説明させていただきたいと思っております。

まず、4ページで全体像について整理しております、大きく3つのパートに分かれておりますけれども、最初は「I. 手引きの目的」ということを書いております。

この中で、手引きの位置づけが書いておるのですが、現段階における内外の裁判例あるいは実務の動向等を踏まえまして、標準必須特許のライセンス交渉に入るに当たって踏まえるべき基礎的な情報を整理するといった位置づけを書いております。

一番の大きな目的というのは、どういうふうに行動すれば誠実な交渉態度と認められて、実施者が差止めを回避できて、しかも特許権者は適切な対価を得られやすいか。こういうことについて、なかなかこういう交渉になれていられない中小企業の方ですとか、あるいは通信業界以外の方々に対しても分かりやすく整理するといったことを目的としております。

もう一つは、法的拘束力を持つものではないということを強調させていただいております。

左下の部分、2番目の柱「II. ライセンス交渉の進め方」でございまして、ここは大きく「A. 誠実性」と「B. 効率性」に分けて整理しております。

まず、誠実性のほうは、どういう行動をとれば、誠実な交渉と認められるかという考慮要素を整理しております、それぞれの交渉段階で特許権者と実施者がどういう行動をとるべきか、あるいはこういう行動をとれば、不誠実と見なされ得ると、そういった事例というのを盛り込んでおります。

効率性の部分につきましては、幾つか項目があるのですけれども、その中で、大きな部分というのは、サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体になるべきか、こういった議論について整理をしているところであります。

右側の3つ目の柱でございますけれども「III. ロイヤルティの算定方法」につきましては、まず、合理的なロイヤルティというのは、どういうものなのかということについての考え方、考慮要素を整理しております。

ここも大きく算定の基礎の決定方法、それから、料率の決定方法というのが大きな論点になっております。

それから、非差別的なロイヤルティ、これも後ほど触れさせていただきますけれども、同じ技術について、用途に応じて料率や額を変えることが差別的かどうか、こういう議論がございますので、その点についての整理をさせていただいております。

主な論点につきましては、次の5ページ、6ページで4つほど御紹介をさせていただきたいと思っております。

1つが、ライセンス交渉の各段階における考慮要素ということでありまして、これは、欧州司法裁判所で示された枠組みの中で、各交渉段階において当事者がとるべき要素というのが提示されておるのですけれども、その枠組みを参照しまして、より具体的に当事者がどういう情報を提供すべきか、そういう範囲ですとか、応答期間についての考慮要素というのを整理してございます。

この点については、特許権者からすると、実施者が理由を説明しないまま交渉に応じないということで、交渉の遅延が生じていると、そういう意見がある一方で、他方で、実施者側からは、なかなか特許権者が必要なクレームチャート等を含めて、標準と特許の関係について十分な情報を提示してくれないので交渉に応じられないと、そういった声が聞かれますので、そういったものを解決する上での考慮要素というのを提示しております。

右側のほうで「サプライチェーンにおける交渉主体」ということでありますけれども、これもIoTが浸透していく中で、サプライチェーンの中のどのレベルの主体、例えば、最終製品メーカーであったり、部品メーカーであったりするわけですけれども、どのレベルの主体がライセンス交渉の締結主体になるべきかということについての議論がございます。

下に図を書いておりますけれども、特許権者からよく聞かれる意見といたしましては、特許権者が最終製品メーカーにライセンス交渉のオファーを求めた場合については、最終製品メーカーが全く交渉に応じないという姿勢を示すことは適当ではないのではないかという意見がございます。

他方で、サプライチェーン側からしますと、例えば、サプライヤーがライセンス交渉の

当事者となるということを特許権者に求めてきた場合には、特許権者は交渉を拒むことは、差別的に当たるのだということで、かなり意見が分かれている部分でございますので、双方の意見を整理して提示しているということでございます。

次の6ページを御覧いただければと思いますけれども、まず、左側のロイヤルティベースの考え方でございます。

これについても、特許権者側と実施側で大きな議論の対立がある部分でございます。例えば、ある最終製品の中に、いろんな部品の要素がある場合、特許権者側からはSEPの技術というのが最終製品全体の機能等に貢献している場合は、最終製品全体の価格というのを算定の基礎とすべきだと、こういう意見がございます。

他方で、実施者側からは、SEPの技術というのが部品にとじているのであれば、部品の、例えばチップなり、通信モジュールの価格というのを算定の基礎とすべきと、こういう対立がございますので、この点について意見を整理しているということでございます。

最後、右側の「用途とロイヤルティの関係」でございますけれども、これは、同じ標準技術が異なる用途で使用されている場合に、特許権者が異なったライセンス料率ですとか、額を適用するというのが差別的かどうかということについての議論がございます。

下に少し例が書いてありますけれども、例えば、5Gの技術であっても、フルにその機能が発揮される分野、例えば、自動運転だったり、遠隔手術だったり、そういう分野と、他方で、5Gの技術が必ずしも十分フルに利用されないやり方で使われているようなスマートメーターだったり、スマート農業だったり、こういう同じ技術なのに使われ方が違うときに、その料率を変えたりあるいはライセンスの額を変えたりするということが、FRANDで求められている、非差別的の要件を満たすかどうか、そういう議論でございます。これについてのいろんな意見というのを、このガイドラインの中で整理をしているということでございます。

これは、先ほど申し上げましたように、今、パブリックコメントにかけているところでございまして、それを受けて、春のうちに取りまとめをしたいと考えているところでございます。

最後に、資料にはないのですけれども、2点ほど口頭で補足させていただきたいと思っております。

知財推進計画2017の中で、中小企業向けのADRの拡充という項目がございました。これについても、特許制度小委の中で検討をいたしまして、まず、中小企業向けのADRのための機関というのを特許庁に設ける案と、それから、既存の民間のADRと特許庁が連携をして活用を図っていく、この2つの案について議論をしたのですけれども、いずれの案についても否定的な意見というのが多く出されまして、この点については、結論を急ぐことなく、今後の動向を注視しながら引き続き議論を継続するというところで整理をさせていただいております。

もう一点、知的財産推進計画2017とは少し離れまして、現在、特許庁で進めているテー

マでありますデザインについて簡単に御紹介をさせていただきたいと思えます。

今、特許庁と経済産業省の商務サービスグループのほうで、昨年7月からデザイン関連の有識者を委員としました、産業競争力とデザインを考える研究会というのを設置したところでございます、これまで9回開催してきております。

これは、我が国の企業の多くにつきまして、経営者の方も含めて、なかなかデザインに対する意識というのがまだ低いのではないかという報告もございまして、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題整理と、その対応策というのを検討しているということでございまして、今後さらなる検討を進めまして、本年の5月を目途に取りまとめを行うということで、今、進めているということをお願いさせていただきます。

私のほうからは、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換の時間を20分ほどとってございまして、意見交換のほうに移りたいと思えます。

前回もそうですけれども、1回当たりの御発言時間は2分以内という形にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。また、ベルが鳴ることになっています。

それでは、御意見のある方は、名札をお立ていただければと思えます。

では、荒井委員からお願いいたします。

○荒井委員 お手元の資料の参考資料4として、商工会議所の意見を配付させていただいております。これは、日本商工会議所、東京商工会議所の共同の意見でございまして、中小企業あるいは地方の立場から、ぜひ、こういうものを実現していただきたいということでございまして、できるだけ多くの項目が採用されることを希望してあります。

それから、今の特許庁の御説明にございましたが、今回、特許料金の一律半減制度を盛り込んだ特許法の改正案をまとめていただいたこと及び手続を簡素化するという方針を出していただきましたことについて、商工会議所としても大変感謝をしております。

この法案が早期に成立して、ぜひ、それをきっかけに全国において特許庁、経済産業局、都道府県、弁理士会などが協力して中小企業あるいは地方の皆様に対して、本制度の趣旨、それから、同時に中小企業あるいは地方活性化のために、特許をどのように活用していったらいいか、こういうことについて、わかりやすく説明して啓発をしていただくことを希望いたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、正木委員代理、お願いします。

○正木委員代理 資料3-1に関してですけれども、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引案について1点述べさせていただきます。

この手引案については、標準必須特許のライセンス交渉時において踏まえるべき基礎情報というのが、大変理解しやすく、よく整理されたものになっていて、手引の目的あるいは交渉に当たっての誠実性、効率性を主眼に置いたライセンス交渉の進め方など、交渉実務を意識した内容に、わかりやすく取りまとめて頂いていて、大変ありがたいと思っております。

ただ、資料2-1にもございますけれども、標準必須特許のライセンス交渉というのは、現実的にはクロスボーダーで行われるということが多い点を鑑みますと、手引自体に、確かに法的拘束力というのはないのですけれども、その内容については、主要先進各国の関係省庁とも十分コンセンサスを図っていくということが普及・活用の点からは重要ではないかと思われまます。

したがって、その機会を捉えて、主要先進国の各国の関係省庁へ紹介といったようなこともあわせて行っていただいて、実効性のある、利用が進むということになるようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

まず、特許法の改正のところですが、中小の特許料一律半減のところ、これには非常に期待をいたしまして、多くの中小企業がより特許が身近になるということを期待したいと思います。

出願して終わりではなくて、それを使ってどうビジネスをよくしていくか、あるいは社会をよくしていくかという観点で、今後は、よろず支援窓口での中小企業からの相談対応等に力を入れていくべきかと思っております。

それから、標準必須特許の手引のほうですが、これも今と似たところがあるのですけれども、これは非常に参考になると思っております。

これを広めるためには、どうしたらいいかということで、こういうところに不慣れな方のためということもあると思っておりますので、これもよろず支援窓口だとか、そういうところでもこれを説明したり、あるいは広げる、周知するというような活動を進めていただければと思っております。

かつ、これは判例に基づいている部分がありますので、アップデートは迅速にやっていただいて、広げる先で古いものを使っているということがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。

御質問というよりも、少しお願いがございます。2ページのところに、今回、御提示をいただいております、新規性喪失の例外規定の期間です。6カ月から1年への延長ということは、実は、大学としては非常に歓迎したいことです。

なぜかといいますと、研究者が学会等で発表したときに、いろいろと活発な議論が出ます。そこでブラッシュアップしながら深化させ、また、さらに次の研究につなげていきます。ところが、御存じのように、特許の場合は、発表の前に出願しなければいけないという規則から、議論する機会もなく、つまり深化させるチャンスもなく、よく言われているのですけれども、一人よがり戦略も乏しく、脆弱な特許になりやすいという厳しい指摘は、大学全体に言われてきていることです。

そういうことで、改正の期間延長をうまく活用したいところですが、実は、この例外規定に基づく特許出願というのは、御存じのように、外国出願については、JSTのほうでは支援をして頂けなくなる傾向があります。

これは、特にヨーロッパは、ご存知のように、ごく特別の条件を除いてこの制度がみとめられないため、特許が成立しなくなるというのが大きな理由です。グローバル戦略をとる上で、こういった便利の良い制度を、ヨーロッパでも認めていただきたいと、制度やシステムの共通化や標準化を目指して話し合っているWIPOでの国際会議等で、是非特許庁さんから御提案をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いします。

○日覺委員 標準必須特許については、特許庁による、いわゆる裁定制度の創設は見送りになり、ライセンス交渉の手引の作成にとどまったものと理解をしています。

一方、IoTの進展によって、さまざまな業種の企業が情報通信分野における標準規格を利用する必要性が増大しているということに伴って、標準必須特許をめぐる国際的な問題というのは、今後も大きな課題として残るものと思っています。

グローバル化したマーケットにおいては、標準必須特許をグローバルに問題なく活用できることが非常に重要であり、日本国内に限定したルールでは実効性がないと考えています。

したがって、国際的な仲裁制度の必要性も含めて、日本の特許庁が標準必須特許についての国際的な議論をぜひリードしていただきたい。

それから、証拠収集手続の強化により、裁判所が書類提出命令を出すに際して、裁判官などが非公開で書類の必要性を判断できるようになったということですが、書類の提出命令により、特許権者の証拠収集、提出の負担が軽減されるということは、特許権の実質的な保護につながる点で重要であると思っています。

米国の裁判におけるディスカバリーのような強力な証拠収集手続は、作業に莫大な負担がかかること、それから、秘密情報の入手のために悪用されるおそれがあるなど、問題が

大きいと考えていますので、今回の制度では、証拠として使用できることが確認されたものに限って書類提出命令が出されるということから、作業量や秘密保持上のリスクの懸念はディスカバリーほど大きくないと認識しています。

ただ、文書を提供する企業にとりましては、営業秘密漏えいのリスクが生じることも確かであり、今回、新設された制度については、この案件の選択、それから、営業秘密漏えい防止に十分に留意することで、裁判が公正、迅速に進むように運営されるといったことを期待しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

標準の手引について一言申し上げたいと思います。

今回の手引は、公的な機関がまとめた情報の提供を行っていただいたもので、大変有意義なものであると思っております。

今後、この手引の内容にのっとって、いろいろなところで交渉がされていくことが想定されます。

その点で、1つ御検討をいただきたいのは、本来、この種の手引といったものは、定型的に使われることを想定していないものなのですが、使う側のほうからは、情報の乏しい分野で公的機関がこういう情報を出しますと、その交渉の場面とあわないときにまで、これを使ってしまうという、ミスリードされた場合の交渉への悪影響、例えば、本手引の記載内容に従った対応を相手方に執拗に求めてくる当事者が出てくるとか、そういったこともあり得ます。

したがって、本手引に記載されている実務や裁判例に関する情報は、あくまで参考情報にすぎないということ、また、みずからの置かれた状況に応じて適宜参考にするべきことについては、適宜の箇所の中で触れていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

特許法等の改正ですけれども、一律半減制度ですが、これは、弁理士会も希望していた内容でもあり、非常にありがたい制度だと思っております。

先ほど、荒井委員からのお話にもありましたけれども、これから、知財の有用性を広めて、この制度をどんどん使っていくという方向で動かなければいけないだろうと思っております。

今期、日本弁理士会でも「知財広め隊」を組織しまして、知財の有用性をわかりやすく説明して、地元の弁理士と交流をして、間口を広げていくという運動をしております。

ただ、今、それをやって感じているのは、ある程度の効果は上がっているのですが、知財についてあまり前向きでない、目を向けていない企業については、引き込むのがなかなか難しいということです。

一律半減制度は、ある程度目を向けているところに対しては、非常に有効な制度だと思うのですがけれども、目を向けていないところに大きな効果を上げるというのは、また、もう一つ別に考えなければいけないのではないかと、そういう時期になっているのではないかと感じております。

今、その問題提起だけをさせていただいて、知財に目を向けていない企業をどうするかという点については、また、別のところで発言をさせていただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

このトピックについてよろしいでしょうか。

では、高倉委員、お願いします。

○高倉委員 2点申し上げたいのですが、1点は、正木委員代理と同じ意見なのですが、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引案については、できれば英訳などをし、欧米の関係する官庁や、知財の関係の団体と交流を深めながら、こういった考え方が世界に広く流通するように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

2点目の特許料の半減について、私も大賛成ですが、同時に、この制度の改正といえますか、料金の半減の効果がどのようにあらわれるのか、できれば、1年後、2年後、中小企業の出願件数や特許活動にどのような影響が出てきたかということ、できる限り定量的に経済実証的に分析し、そのイノベーション効果を明らかにするということが大事ではないかと思っております。

今回、収支相償の原則のもとで、一部の方にとっては、料金の値上げという負担を負っているわけですが、今回の料金半減効果がどのようなイノベーション効果をもたらしたかを提示することが、今回で、一部、料金の値上げという負担を請け負った方たちに対する政策上の正当性を明らかにするということになると思いますので、ぜひ、そういった検証をやってほしいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り、このトピックについては御意見をいただいたかと思いますが、特許庁から、今、コメントをいただいた内容について、何か補足説明はございますでしょうか。

○川上制度審議室長 さまざまな御意見をありがとうございます。

いろいろ御意見をいただいた中で、まず、中小企業の料金半減について、いろいろ御指摘をいただきましたように、今後、周知活動というのをしっかりとやっていきたいと思っております。各県にございます、知財総合支援窓口を通じた周知ですとか、弁理士会さんのほうでいろいろ取り組まれている広報活動と連携する等して、いろんな形できちんと周知をしていくということが大事であると、我々も認識をしているところでございます。

それから、標準必須特許の手引きにつきましても、グローバルに使われるということが非常に大事であると思っております、そういう意味で、我々は日本語と英語両方で提案を受けつけたり、今回のパブリックコメントにおける意見募集も日本語での提案のみならず英語での提案の募集も行ったりして、国内外の企業や有識者の方からいろいろな御意見をいただければと思っておりますし、これは、政府関係機関ともきちんと連携していきたいと思っております。

EUのほうでも同じように、こうした標準必須特許のライセンス交渉についてのコミュニケーションというのを昨年出しておりますので、EUのほうともしっかり議論しながら、世界で使われるような、そういったものにしていきたいと思っております。

それから、グレース・ピリオドにつきまして御意見がございまして、今回、1年に延ばすということで、アメリカとは期間、歩調が合うわけですけれども、ヨーロッパのほうでは6カ月ということでございますので、この点については、いろいろな交渉の場で、また、ハーモナイゼーションというのを視野に入れて検討を進めていくということだと思っております。

網羅的にお答えができたか分かりませんが、補足させていただきました。ありがとうございます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

その他の御指摘事項もございましたので、引き続き、反映できるようにしていきたいと思えます。

それでは、次のトピックということで「(2) ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現」のフォローアップにつきまして、各省庁からの説明をいただいた後、同じように意見交換をさせていただこうと思えます。

まず、事務局、それから、特許庁からの説明をお願いいたします。

○仁科参事官 座長、ありがとうございます。お手元の資料3-2をごらんください。

「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース検討状況」と書いてございます。こちらのタスクフォースは、第1回検証委でも御確認いただきましたとおり、こちらの産業財産権分野の検証・評価・企画委員会の下部組織として設置しているものでございます。

お隣にいらっしゃいます、渡部座長に、こちらのタスクフォースの座長にも御就任いただきまして、きょう、お見えの土生委員にも、このタスクフォースの委員に御就任いただいているところでございます。

現在、4月中の取りまとめに向けまして検討している状況でございまして、その検討状況を御報告させていただきます。

スライド番号が右下についてございますが、スライド2をご覧ください。

この検討を行うに当たりましての問題意識をまとめてございます。このスライドの右下、左上のほうに、それぞれ無形資産に関するグラフが書いてございますけれども、企業価値に占める無形資産の割合というものが、20世紀と21世紀とで大きく変わっているのではな

いかというのが1つの問題認識でございます。

また、需要と供給に関するグラフもございますけれども、20世紀型のモデルと21世紀型のモデルでは、需給の関係も逆転しているのではないかと認識でございます。

これに伴いまして、グラフの上に白抜きで書いてございますとおり、20世紀型モデルであれば、よいものをつくりさえすれば売れるような時代でございましたけれども、21世紀では、単によいものをつくるだけでは売れないという時代になっておりまして、ここに無形資産ですとか、知財がうまくかみ合っていく必要があるのではないかと認識でございます。

次のスライド3にお移りください。

このタスクフォースを検討するに当たりましての課題の認識とタスクフォースの目的についてまとめてございます。

中段に従来の課題としまして、従来、実務の現場では、知財の価値評価といいますと、知財のみに着目して価値評価を行われているということが多かったのではないかと認識でございます。もちろん、過去の経済産業省の検討会の中では、事業との関係でしっかり評価すべしということがまとめられておりますけれども、なかなか実務の現場に浸透していなかったのではないかと認識ございまして、知財は、本来、ビジネスに組み込まれることによって価値の創出に貢献するというのを広めていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、本検討会の目的としまして、下に書いてございますとおり、知財のビジネス上の価値の評価のあり方を示すということと、その価値を生み出す仕組み自体あるいは価値を生み出す仕組みの中で、知財がどういった位置づけにあるのかということ把握するために資するワークシートのようなものをお示ししまして、これを企業とステークホルダーの方との対話ですとか、あるいは経営部の方と知財部の方との対話に活用するというのを考えているものでございます。

スライド4に、冒頭に御紹介しましたタスクフォースと検証・評価・企画委員会との関係をまとめてございます。

こちらの産業財産権分野を取り扱う会合の下部組織として、検討タスクフォースを行っておりまして、3月までに6回開催してところでございます。4月に、あと1回予定しておりますので、計7回開催する予定でございます。

スライド5は、価値評価の検討を行うに当たりまして、海外の動向もしっかり把握しておくべきだという御指摘もございましたので調査を行いました。

海外におきまして、特に米国、中国では、知財の高度な価値評価が実践されているのではないかと仮説がございましたので、その仮説に基づきまして検証を行うというスタイルをとってまいりました。

中段に「仮説検証結果」と書いてございますけれども、結論としましては、諸外国におきまして、知財の創造や活用の促進に資するような、我が国未導入の手法とかツールはな

ということが確認できました。

ただ「本調査のポイント」と書いてございますけれども、知財の価値評価に当たりまして、諸外国の先進企業では、これまで国内で言われておりました事業価値への寄与ということに加えまして、さらに企業価値への寄与ということも認識しておられるということが確認できました。

また、中国において知財取引が活性化しているという点につきましては、3番目のポツに書いてございますとおり、中国の補助金制度の影響というものがあるのではないかとこのところが報告されております。

次のスライド6でございますが、タスクフォースの検討を踏まえまして、このスライドにあるような形で、今、報告書をまとめる方向で検討しております。

価値創造メカニズムの把握につきましては、先ほどの海外調査の結果にもございましたとおり、事業単位だけではなくて、企業単位でも把握するというのを、今、報告書でまとめる予定でございます。

「企業単位」と書いてあるところの右側のほうに2つポツがございますけれども、その2つ目のポツに事業間での資源の共有関係ですとか、事業間のシナジーにも注意すると書いてございますとおり、こういったことにも留意しながら企業単位での価値創造メカニズムを把握するというにつきまして、報告書に盛り込む予定でございます。

また、価値評価につきましても、従前、知財の価値評価といいますが、その特許は幾らかみみたいな金銭的な価値について言及する機会が多かったかと思っておりますけれども、このタスクフォースの検討会では、金銭的価値のみならず、定性的な評価もしっかり行うべし、また、定量的な評価を行う場合も金銭的価値のみならず、その他の指標を用いて評価をしてもいいのではないかとということが提言される予定でございます。

スライド7に、定性的な評価を行う場合に、どうやって行うのかということがまとめてございまして、定性的な評価を行う際には、知財がビジネスにおいて果たす役割に着目しながら評価をしてはどうかという形で報告書をまとめる予定でございます。

このスライドの下の方には、知財がビジネスにおいて果たす代表的な役割についてまとめてございます。

スライド8でございまして、定量評価を行う場合の考え方につきましても、お示しいたと考えてございます。

このスライドでは、事業自体を牧場経営に例えておまして、牛を出荷して、あるいはミルクを出荷してもうけるというビジネスを現在のビジネスとして捉えております。

このビジネスでは、知財を杭と柵で表し、事業を守るためのツールとして使っているというイメージ図で書いております。

現在における事業価値を何らかの形ではかりますと、下のほうに棒グラフで書いてありますが「現在」と書いてある価値が得られるかと思っております。

この事業価値の把握の仕方につきましては、タスクフォースでは、一般的にはキャッシ

ュフローで把握するのではないかということで議論をされております。

現在の事業につきまして、将来どうなるのかということをご想定しまして、知財がない場合と、ある場合とで将来事業価値がどう変わるのかということを確認しますと、これも下のグラフでございますとおり、将来の事業価値が、知財がある場合と、ない場合とで差があるのではないかと。この差を知財の価値として捉えてはどうかということをご1つ例として提示する予定でございます。

同様の考え方に従いますと、損害賠償額の考え方につきましても、スライド9にありますような形で考えられるのではないかと考えておきまして、右側に「侵害後」と書いてあるところの絵をごらんいただきますと、特許権という杭が倒れまして牛が逃げ出している、農地が荒廃しているということをごあらわしている図でございますが、この場合に、事業価値を見ますと、下のグラフでございますとおり、侵害前と侵害後で当然事業価値に差が出ているのではないかと。この差額分を損害賠償額として認めていくような方向にもっていただければということで考えてございます。

従前は、特許権の杭としての価値を一生懸命計算するだとか、杭を人に貸した場合の価値に基づいて損害賠償額を請求するという考え方が主流でございましたけれども、こういった考え方もあるのではないかとということをお示しする予定でございます。

次にスライド10でございますが、価値を生み出すメカニズムを把握するに当たりまして、その把握に資するようなワークシートを示したいということをご目的として申し上げましたけれども、そのワークシートのイメージでございます。

大きく右側と左側に分かれておりますけれども、左側のほうが、これまでのビジネスモデルを書くという形、右側のほうが、これからのビジネスモデルを書くという形に分けてございます。

下のほうに、左側のこれまでのビジネスモデルから、右側のこれからのビジネスモデルに移行させるための課題ですとか、移行戦略を書くということで、こういったことを捉えながら価値創造メカニズムを把握していったらどうかということをご提案する予定でございます。

スライド11が、タスクフォースでの検討結果をどうやって活用していくのか、この検討結果は、こういった形で効果を得られるのかということをごまとめたものでございます。

左側のほうに「企業A」と書いてございますけれども、このタスクフォースでまとめました価値創造メカニズムを把握するだとか、見える化する取り組みを行いまして、これを企業の中で、同じくタスクフォースで検討しました価値評価の手法に基づいて評価をするということを行いまします。

企業が行いました把握、見える化につきましましては、右側のピンクのところ「ステークホルダー」と書いてございますけれども、投資家の方ですとか、金融機関の方に、これは経営戦略上、秘密とすべき事項は除いた上で提示するというごことを行いますることを想定してございます。

企業側あるいはステークホルダーのほうでも、それぞれ価値評価を行うということが行われまして、これが適正に公表されていきますと、両者の価値評価の結果の突き合わせを行うことによりまして、評価結果が収斂していき、相場観が形成されていくのではないかと考えております。

この相場観が形成されますと、融資や投資の際の知財の価値評価ということが精緻化され、投融資が活性化されるのではないかと考えておりますし、また、企業側のほうでの取り組みということで捉えますと、左側の緑地のところで「経営の効率化／新規事業開発の加速」と書いてございますが、自社の無形資産をしっかりと把握することで、こういったことが実現できるのではないかと考えておまして、その結果として、新たな価値あるいは新たな知財の創出ですとか、企業価値の創造につながるのではないかとというストーリーを考えてございます。

これら企業ですとか、ステークホルダーの皆様の一連の取り組みがより広がっていきますと、社会全体としましてイノベーションの加速ですとか、あるいは生産性の向上、中小企業における事業承継の円滑化、さらには知財侵害時の損害賠償額の適正化というところにつながっていくのではないかと期待をしているところでございます。

最後に、タスクフォースでまとめました考え方を普及していきまして、スライド11で御紹介したような流れをつくるために、幾つかの政策的対応をとる必要があるのではないかと考えておまして、大きく4つほど考えております。

1番目は、知財価値評価におきまして、キーパーソンの1つになれる金融機関の方向けに、こういった知財のビジネス価値評価を行うインセンティブを与えるような施策を設けたらどうかということでございます。

2番目が、先ほどの評価の収斂のために、お互いに開示する仕組みということを御紹介しましたけれども、既存の開示の仕組みとしまして統合報告ですとか、知的資産経営報告あるいはローカルベンチマークという取り組みがございますので、こういった既存の開示の取り組みの中に、本タスクフォースで示した考え方が取り込まれるような施策を入れたらどうかということでございます。

3番目が、企業の皆様が、このタスクフォースが提案するワークシートのようなものを、ある意味、使わざるを得ないような場を設けることによって普及させていったらどうかということでございます。

最後が、会社にお務めの従業員の皆様などが、本タスクフォースで示した考え方を修得せざるを得ないような機会を設けるということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○渡部座長 続いて、特許庁の説明をお願いいたします。

○今村課長 資料3-3に基づきまして「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価WG報告書」について御説明させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、3ページでございます。

本ワーキンググループは、適切な損害賠償を実現するというを目的としまして、損害賠償額の算定手法や裁判における考慮要素は何かといったことについての基礎資料を作成するというで検討を行ってまいりました。

4 ページ目ですけれども「2. 基本的な損害理論」ということで、御案内のとおり、民法第709条に基づきまして、損害額が、不法行為がなかった場合の仮想的な利益状態から不法行為により不利益を被った現実の利益状態、この差額が損害額という考え方でございまして、これに基づきまして、特許法第102条には、推定規定ということで、102条の第1項から第3項までがございまして。

大きく分けまして、第1項、第2項が逸失利益、第3項が、いわゆる実施料相当、ロイヤルティです。こういった項立てになってございます。

5 ページ目にまいりますと、まず、102条の1項、2項にかかわります逸失利益に関しまして、どのような算定手法や考慮要素があるのかということ整理させていただいております。

国内外を含めていろいろ分析しますと、102条1項、2項に基づく損害額の請求の際に、いろいろな手法があります。

基本的には、①の部分で侵害者の販売数量掛ける特許権者または侵害者の単位当たりの利益で計算されるのが条文上の計算式になりますけれども、それ以外にも、例えば、市場シェア法や顧客アンケート調査法がございまして。

ワーキンググループで検討する中で、気をつけていただきたいと思いましたのは、例えば、①の単純に侵害者の販売数量掛ける利益といった計算でいきますと、やはり、特許権者の実施能力を超える部分とか、それから、販売することができない事情、こういった理由により、裁判の中で金額が控除されてしまうということです。

控除をされたとしても、きちんこの部分を計算して損害額を請求していくというのが大事だということで、ここにあります、例えば、市場シェア法であったり、顧客アンケート調査法、こういったものを使っていくことによって、後々控除されるような要素が、事前の請求の中で減っていくと考えられます。

下のほうですけれども、102条の第1項または第2項以外の手法ということでございまして、ここにありますように、前後法と呼ばれるもの、これは、侵害期間の販売数量に、侵害前後の価格、これの差額を掛けたようなものであったり、そのほかに、計量経済学的手法ということで、さまざまな経済学を使った請求の仕方があるということがわかっております。

6 ページ目ですが、今、お話をしたような逸失利益の算定プロセスの中で、考慮要素としては、ここに挙げられるようなものがあります。

例えば、先ほどお話をしましたように、特許権者の能力で裁判の中で控除されるような部分ということが、ここにありますように、例えば、生産設備であったり、増産能力であったり、流通体制、こういったところが控除されるような考慮要素になっております。

一方、請求の中で、請求額をふやしていけるような要素としましては、その下の「特許発明を実施していない部分に係る損害」ということで、ここにあります②のような「特許製品と密接に関連する特許製品のセット販売」。簡単に申し上げますと、ボルトとナットみたいな製品において、ボルトのみに特許があるような場合というのは、ボルトとナットは非常に密接不可分の関係にありますので、これをセット販売しているということで、両方の金額を請求の基礎にできると、こういった考え方もあるということで、これが全てではありませんが、請求の仕方によって、ここにありますような考慮要素をきちんと請求の中に反映することによって、請求額、それから認容額が高くなるのではないかと結論づけております。

7 ページ目に行きまして、これは、102条の3項でございまして、実施料相当の算定プロセスをお示ししております。

基本的には、実際に販売された数量掛けるロイヤルティベース、そして料率の掛け算になります。ロイヤルティベースに関しては、ここに示しましたようにいろいろありますが、例えば、一番上の「完成品価格」というのは、いわゆるエンタエア・マーケットバリューと呼ばれるもので、製品自体、全体がロイヤルティのベースになるようなもの。

その下の「最小販売単位の価格」というのが、SSPPUと呼ばれる最小販売単位の部品をロイヤルティベースにするような場合、こういったことがございます。

それから、料率については、ここが一番注意すべきところだと思えます。料率については、①と②がありますが、②のほうは、比較可能取引を参照する方法ということでございまして、これが一般的に使われている方法ということでございます。

これは、何かと申しますと、いわゆる業界平均等を参照したような計算式ということで、一般に出ている発明協会の料率集とか、こういったものを単純に使っているような場合などがございます。

それから、①のほうは、これは、単に平均の料率ではなくて、さまざまな考慮要素、右のほうに書かせていただきましたが、例えば、ライセンスの条件とか、ライセンス方針とかライセンスの期間、特許の価値など、こういったところをしっかりと反映させた料率ということでございまして、単純に平均の料率を使うのが、安易ではありますが、やはり、しっかりと料率に基づいて請求をしていくのが重要だということでございます。

8 ページに、実施料相当の算定プロセスの中で、今の料率の話を少し書かせていただきました。

102条の3項ですけれども、平成10年の法改正で、通常の実施料の「通常」という文言が消されまして、要は、実態に即した実施料率で請求ができるという法改正になっております。

実際にライセンス料がどう違うのかというのを、ここにお示ししておりますけれども、下の図でいきますと、侵害の開始時点から、それよりも随分前のライセンス交渉の時点で行きますと、その特許自体が無効になる、もしくは今後誰かに侵害されるようなリスクが

ある、こういったような場合には、当然、そのリスクを含んだ価格設定になりますので、ライセンスの額というのも低くなるのが当然でございます。

一方、訴訟時点になりますと、当然、無効にもなりにくかったり、侵害リスクというのもなくってきますので、実施料が高くなる。こういうマーケットの状況を反映した請求が必要ではないかと考えてございます。

実際に判例や事例を分析しますと、平均値を使ったことによって、非常に安くなってしまった例、それから、主張で、特許の価値みたいなところを請求していったことによって、裁判所で高く認められた例と、こういったものがございまして、安易に平均の実施料を使うというところは留意すべきだということを報告書の中でうたっております。

9 ページ目にまいりまして、この中では、102条の1項、2項で言っております逸失利益と、それから、3項の重畳適用が可能であるというのをまとめてございます。

これは、これまでの判例の中で請求をしているというのも余りないのですが、先ほどお話ししましたように、実施者の能力の部分で控除されてしまう部分がございます。例えば、販売能力が少なかったり、流通経路がなかったりということで、裁判所で控除されてしまう部分があるのですが、ここを102条の3項のライセンスで実際は補えるのではないかとということで、控除される部分のライセンス料を請求していくということで、102条の1項又は2項と3項との重畳適用という主張をすることによって、現行の請求額よりも高く請求ができるという判例もございました。

10ページ目ですが、そういったことで、ここにありますように、損害賠償請求する際の観点をまとめさせていただいております。

ここにもお示ししておりますが、損害算定の専門家、いわゆるダメージエキスパートという専門の方にしっかり損害額を計算してもらい、算定してもらいというのが非常に重要ではないかということで、アメリカなどを見ますと、こういった専門家を使って、金額を算定しているということもございまして、こういった専門家の活用というのも有効ではないかということでございます。

この報告書につきましては、産業界の方々、それから、大学、特に今後、裁判官とか、弁護士とか、こういった卵になる方たちにもよく見ていただきたいと思っておりますし、代理人になります弁理士、弁護士の方にも丁寧に御説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

3-4のほうは、時間が余りないので、短目をお願いします。

○武重企画調査官 特許庁から資料3-4について「パテント・トロール対策等WG報告書」について御報告をさせていただきます。

まず、おめぐりいただきまして3ページです。

「1. 背景・目的」が記載しておりますけれども、近年、米国において、これは、漠然とした意味で、パテント・トロールというものの活動が活発になって、これが欧州やアジア

アにも広がっているのではないかという懸念の声があった。そういったことを踏まえて、パテント・トロールの実態及び制度上の対応の可能性について検討を行うべく、ワーキンググループを立ち上げて検討をしてみました。

4ページを見ていただければと思いますが「2. パテント・トロールとは」ということで、そもそもパテント・トロールとは何かということの明確な定義は定まっていないという状況でして、その前提で、1個目の○ですけれども、本WGでは、一般的には、特許権を濫用し、イノベーションを阻害する者を意味するのではないかという意見が多く得られました。

2個目の○ですけれども、ただし、実施者側から見て気に入らない特許権者をパテント・トロールと呼んでいるケースもあり、丁寧な議論や整理が必要だということも指摘されました。

2つ目の■ですけれども、パテント・トロールとは、先ほど申したとおり、イノベーションを阻害する者であるという前提のもとで、文献等調査を行い、パテント・トロールの行為要素を抽出しました。

具体的には、ここに挙げているような報告書を活用したわけですけれども、要素としては①～④を挙げさせていただくことになりました。

最終的に、最後の○ですけれども、本WGでは、①～④の全てを満たす行為は、典型的なパテント・トロールと考えられるのではないかという指摘が多く得られました。

細かいところは省きますが、5ページのところが「3. パテント・トロールの実態(1)」としまして、各国の状況を調べました。

まず、日本についてのみ御説明しますが、左下の図1、ここがIOT関連企業の認識ということで、どちらかといえば、パテント・トロールの活動について懸念を持つであろうという想定企業に、認識アンケートをとったところ「米国と比べ日本での活動は活発ではなく、問題になるとも感じていない」が70%ありましたが、一方で「米国に比べて日本での活動は活発ではないが、看過できるものではない」というものも20%程度ありました。

この各種情報を踏まえて、日本のところの中にある○ですけれども、現時点ではいずれの業界でもパテント・トロールの活動は活発ではないという認識が共有されました。

ほかの国については、今回省きます。

7ページに飛んでいただきまして、今後の予想としてはどうかということについてですけれども、日本のところを結論だけ申し上げますと、○が2つあります。これまで通信業界とのかかわりが浅かった業界を中心に、将来的なパテント・トロールの活動への懸念が示されました。

一方で、パテント・トロールの活動が今後活発になる兆候は今のところは見られていないということも共有されました。

8ページでは、日本の制度上の対応としてはどうかというところがあります。

まず、制度の仕組みとしましては、独占禁止法、権利濫用の法理という考え方のもとで、

それが適用可能性があるということになりました。

細かいところは、時間の関係で説明を省きます。

9 ページの一番上の■のところですが、独占禁止法や民法上の権利濫用の法理がパテント・トロールであるということをもって適用された例は確認できていないという状況になっております。

そして、○の1つ目、本WGでは、この背景、先ほど適用されていない背景として、日本は以下のようなパテント・トロールにとって魅力的ではない環境があるのではないかと指摘されました。

1つ目ですけれども、適切な特許審査により、特許権の権利範囲が明確であること。

そして、特許庁における特許の無効手続が適切に運用されており、また、裁判所においても特許無効の抗弁が適切に扱われていることから、特許権の有効性に疑義のある特許権の行使が認められにくい状況にある。

そして、最後のポツですけれども、裁判で認められる損害賠償額や裁判手続に要する費用が、パテント・トロールの活動が活発な米国と比べて、相対的に低額であるということ。

こういったことがあって、パテント・トロールに対しての制度が適用される状況が例として確認できていないのではないかとということです。

そして、○の2つ目ですけれども、本WGの結論として、特許制度がバランスよく機能している日本では、今後もパテント・トロールは問題になりにくく、現行制度において十分対応できているのではないかとという意見が多く示されました。

なお、その他の意見としまして、1つだけ挙げさせていただきますと、○の最後のところの1つ目のポツです。自分の業界では、今後、通信機能を有した製品が主流となるため、パテント・トロールに狙われるリスクが高まっているのではないかとということ、委員としても示されました。

最後、10ページに委員の方の名簿を紹介させていただきます。

あと、最後に1分だけいただいて、先ほど、荒井委員と近藤委員のほうから、中小企業の特許の活用ということを進めてほしいということで御指摘をいただきました。これについて、まさに昨今話題となっております、注目されておりますオープン・イノベーションのためにも、中小企業の特許もしくは技術というものは非常に重要な役割を果たすと考えておきまして、特許庁としまして、中小企業の特許が適切に扱われるように積極的に検討を進めて対応していきたいと考えております。また、その点は、御相談をさせていただきたいと考えております。

また、日覺委員のほうから、SEPの紛争解決についてグローバルな紛争解決に関連し、国際仲裁による解決という点も御指摘をいただいたところですが、まさにSEP紛争解決の可能性を国際仲裁で可能なのかということを検討すべく、本年6月末には、国際模擬仲裁を特許庁主催で開催させていただきたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 それでは、ただいまの説明について御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、今度はこちらから、渡邊委員からお願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

先ほど、知財にあまり目を向けていない中小企業については、なかなかこちらに目を向けさせるのが難しいというお話をしたのですけれども、知財価値評価ですけれども、この価値評価が知財を使つての融資とか、投資の引き込みに使えるということがわかれば、これは今まで目を向けていない中小企業の経営者に目を向かせる有効な手段になると思います。

そういう観点から、私は非常に、この価値評価に注目をさせていただいております。今回のタスクフォース、これでもって終了ということではなくて、さらにもっと継続して価値評価の最終的な確立を目指して研究していただきたいと思っております。

それから、価値評価を定着させるためには、前提条件等のいろんな情報を収集していかなければいけないと思うのです。それに対する施策も提案されているのですけれども、ぜひ、中小企業だけではなくて、大企業からも自社の知財を評価することで、多分、知財の管理とか予算の配分とかに有効に使える道があると思いますので、積極的に使っていただいて、その情報を御提供いただけるような方向で考えていただければと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 東北電子産業の山田でございます。

地方の中小企業の一社としてお聞きした感想を少し申し上げたいと思います。

知財の価値評価についてこの会議では何回か耳にしていますが、地方で金融の方からも行政の方からもほとんどそういう話を聞いたことがありません。

つくることのメリットを双方わかっていないというのが現状で、そこからのスタートであるということ、まず、認識しなければいけないと思います。

それから中小企業が評価書を独自につくる場合、先ほどもありましたけれども、知財の良さに目を向けていない企業の場合は非常に厳しく、メリットを分かった上でつくる場合に限られるのではないかと思います。

その場合でも、ツール、フォーマット、相談できる窓口が必要で、金融よりも行政とか知財総合窓口とか、技術がわかる、例えば、標準化のパートナー機関のような公設試とかで相談に乗って一緒につくれるといいのではないかと思います。

それから、最後の政策的対応のイメージのところ、企業が、ワークシートを使わざるを得ない場面を設けるとか、考え方を習得せざるを得ない場面を設けるといっているのですが、ちょっと上から目線かなと思って聞いていたのですけれども、まずこれを作成することでどんなメリットがあるのかを理解することが必要だと思います。

そのメリットは、前ページに書いてあるのですが、「企業価値向上」は少しアバウト過ぎで、更に「中小企業の事業承継の円滑化」までいくと、ちょっと飛び過ぎかなという気がします。もう少しわかりやすい例があると良いと思います。

また最初の牧場の図も少しわかりにくくて、小学生にはいいかもしれないのですが、製品を製造販売している企業が、特許権でどう守られているのか、それによってどう売り上げがあがるのかをもう少し別の示し方があるとよいと思いました。

ただ、弊社も知財、標準化を活用しているので、知財を整理し、活用方法や、抜けがないのかの確認、弱みとか強みを分析するという意味では、すごくいいことで、見える化も進むと思うので活用していきたいと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員、お願いします。

○土生委員 私の場合、検証・評価というよりは、一緒に作成に携わってきた立場としての皆さんに対する説明とか、意見みたいになってしまうかと思うのですが、今回、事務局の方々が、従来型の価値評価の精緻化といった安易な方向に流れるのではなく、非常にチャレンジングに本質を掘り下げておられるので、まだ少し未完成な部分であるとか、皆様に御理解いただきにくい部分があるのではないかと思います。

恐らく、今回やったことの中で一番重要なポイントは、個々の権利がどうかということではなくて、それを持っていることで会社がどう変わっていくか、ステークホルダーにどう効いて、知財というものの存在がどういうふうに事業に効いているかということのメカニズムを明らかにすること、その上での知財の評価でないと、一個一個の権利の評価をしても、例えば、銀行に対して、うちの持っている特許権は1億円の価値があるのですよと説明したところで、それだけで1億円貸してくれるかということ、絶対に貸してくれない。

でも、ステークホルダーに対して、当社の知財がこういうふうに働くから、我々の会社だからできるビジネスが、この知財によって成り立っているのですといった説明ができると、説得力が増すことになると思うのです。

そういう意味では、恐らく、今回は価値評価というお題に引っ張られてしまっているところはあると思うのですが、一番のポイントは、会社が持っている知財というものが、社員も含めたステークホルダーに対して、どう働いて会社の事業モデルが成り立っているのか、あるいは、そこをどう変えて事業モデルを強くしていこうとしているかということの説明ツールとして使いましょうというところが、多分、一番重要なメッセージで、それは直接的に知財権の価値が幾らだから、幾らの担保価値があるから幾らお金を借りられますという見えやすい形にはならないとは思いますが、ステークホルダーとの関係を強める上で大きな力になるかと思います。

ただ、このことを説明するだけでも大変で、この裏にある考え方まで理解を得るためには、大変な手間や労力がかかります。それから、今のフォームが完成形というわけではな

くて、恐らく埋めようとしたら、私の経験では、このシートを埋めてくださいという形のワークショップを行うと、幾ら丁寧に説明しても、思ったものとは違うものがいつも出てきてしまいます。そういった過程を経ながら、記入しやすい、適切なフォームをつくり込んでいく作業は必要だと思いますので、恐らく、これからやらなければいけないことは、単にこれを配って、これを埋めてください、役に立ちますよで終わりではなく、ワークショップなどの形で、こういう考え方をしっかりと説明しながら、一社一社とアドバイザーが向き合い、一緒に考えて、自社が知財を持っていることでどうなるのか、どう変わっていきけるのかというプランをつくり込んでいく作業、これをぜひ行政の事業として進めていただきたい。また、そうした事業からのフィードバックを受けながら、このワークシートをより使いやすいものにしていったらいいのではないかと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いいたします。

○日覺委員 今回、適正な損害賠償額の算定には、どのような点を考慮すべきかという点で、実務的で有益な整理をしていただいたと理解しています。

まずは、今回の報告書で示された内容を企業や裁判所の取り組みの中で実践するところから始めることが重要ではないかと思えます。

経団連としましても、会員企業に周知するなどにより、活用することを検討していきたいと思えます。

その上で、さらに制度的な議論が必要であれば、どのように条文を変えれば、適正な損害賠償額を反映できるのかについて、実質的な検討を行うべきであると考えております。

また、一般的に、米国や中国との比較において、日本では知財の価値が高く評価されたいために、イノベーションが起きにくいといった懸念も示されているようですが、実際に、そのような状況になっているかどうかには、十分に検証をすることが必要であると思っております。

現実にイノベーションが起こっている状況にどれほど差があるのか、あるとしたら、その原因は何か、こういったことを詳細に調査して、実態を把握、分析した上で、原因究明ができれば、必要な対策が明確になるのではないかと考えています。

ただ、一方で、中国では、外資企業による特許侵害に対し、巨額の損害賠償が命じられる事案が続出しているといったことへの対応は、これは別途考える必要があると思っております。

例えば、中国の最新の知財政策の動向や、特許侵害訴訟の傾向などについて情報共有を充実させるといった取り組みは、非常に必要ではないかと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

細井委員代理、お願いいたします。

○細井委員代理 ありがとうございます。

では、私のほうから1点だけ「パテント・トロール対策等WG報告書」について意見させていただきます。弊社は、資料にあるような気に入らない特許権者をパテント・トロールと呼んでいる企業というつもりはありませんが、パテント・トロールの活動は看過できるものではないと思っております。

そのため、最後9ページの結論のところの○の2つ目の「本WGの結論として、特許制度がバランスよく機能している日本では、今後もパテント・トロールは問題になりにくく、現行制度において十分対応できているのではないか、との意見が多数を占めた」という記載について懸念があります。これは、意見が多数を占めたということで、これはこれで事実なのかもしれませんが、ここで意見をした企業が言いたいことは、「現行制度の特許制度はバランスよく機能しているので十分対応できているのではないのか」という点だと思いますし、その点については私も同意します。

しかし、途中で書いてあります「今後もパテント・トロールは問題になりにくく」という点に、少し疑問を感じていまして、ほかのいろいろなワーキンググループに影響するような部分ではないのかなと思うので、私はあえて書かなくてもいいのではないかなと思うため、弊社としては削除を希望します。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員 私は、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの報告書について、若干の感想を申し上げさせていただきたいのですが、このような報告書が出されるということは、非常に意義があり、タイムリーだと思っております。

大学において知的財産あるいは知的財産法を研究している研究者の多くは法学部またはロースクールにいるわけで、なかなかビジネスのことを、知財マネジメントのことを十分研究したり、教育したりすることはできない。

他方、経営学部とか、ビジネススクールのほうは、必ずしも法律や知財法の専門家がいるわけでもない。

したがって、今後は、ロースクールあるいはビジネススクール、それから、大学における産学連携部門、この3つの方たちが相互に連携することによって、例えば、授業であれば、オムニバス形式の授業を展開する。そして、社会人、特に知財部に対するビジネスの教育あるいはビジネス部門に対する知財への教育と、そういう融合的な教育の展開ということが、実は、我々自身の学内でも検討をしているのですが、こういう時期に、この報告書が出されるということ自身が、そういった融合的な研究を後押しするいいタイミングの、いい報告書になるのではないかと期待をしております。

以上、感想でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

私からは、知財のビジネス価値評価タスクフォースの件についてコメントをさせていただきます。

まず、非常に難しい検討テーマについて検討をいただいております、ありがとうございます。

私の感想としては、国として、こういうことをやるのであれば、やはり、これをやったことで日本がもっともっとよくなる、産業が活性化する、イノベーションが起こると、そういうところにつながるべきかと思っています。

そういうことからすると、まず、最初のアウトプットとして見るべきところは、既存の中小の方だったり、あるいは新たなイノベーションを起こそうと思って、会社を興そうとする方が、特許権ではなく、柔軟な意味の知財と、自分の事業がどうかかわって将来的なビジネス価値を生むのだということが整理できて、そこで融資がきっちり適切に行われるというところが、一番のアウトプットではないかと。社内の説明のためといったって、余り日本はよくならないので、そこよりも、やはりうまく必要なところに、必要な融資が行われるというところに、これがはまっていくというところが鍵かなと。

そういう意味では、金融機関の方も、このところはよく勉強していただいて、企業のところとコミュニケーションを図りながら、これの事例を積み重ねて、これがうまく使えるようなところを、まず、目指すというのが必要かと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

江村委員、お願いします。

○江村委員 私も今の近藤さんの話にし少し近いところをお話ししたいと思うのですけれども、こういう検討は、非常に重要だと思います。

とは言いながら、最近のビジネス環境、1枚目には、そういうことが書いてあるのですけれども、いわゆるオープン・イノベーションとか、ビジネスエコシステムをつくるのが非常に重要になっている時代の中で、1つの企業の中の事業と企業という切り口で議論がされていることは、やはり、最近の世の中の動きから見ると、少し違うかなと思うところが1点。ですから、その辺を今後検討いただくことが非常に必要ではないかと。

2番目なのですけれども、知財とビジネスモデルということで、多分、ビジネスモデル自身が非常に重要になってきていて、その中で、そのビジネスモデルを実現するために、いろんな意味での知財が効いてくるわけですね。定性評価のところ、ノウハウとかデータとか書いてあるのですけれども、ともすると、知財といったときに、旧来型の特許権とか、商標権に意識が行き過ぎているのではないかとということがあって、その辺の全体のデザインですね。

例えば、ルールメイキングみたいなものがあって、特許の価値がうんと変わったりする

みたいところが、なかなかイメージし切れない感じがあるので、その辺のところをイメージできるようにするということと、グローバルなイメージが余り感じられないところを少し加えていただく必要があるかなと。

最後なのですけれども、評価軸がいろいろあるのではないかというのは、そのとおりだと思います。その中で触れておいていただいたほうがいいかなと思うのは、最近の動きでいうと、ESG投資だったり、SDGsみたいなことが言われていて、利益という視点だけではない、最終的には利益につながるのかもしれませんが、そういったあたりが今、世の中では動いているので、そういうあたりへの言及があるといいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 資料3-3の3ページ、特許庁から御説明がありまして、大変いろいろなデータを集めていただいたわけですが、この参考の数字を見ますと、これは勝った場合の数字ですね、認容額ということだから、勝ったときに中位で2,300万円、大企業も含めて2,300万円なのです。

ですから、中小企業の場合には、左のほうにあります500万円以下、30件とか、1,000万円以下10件、こういうところに多いと思うのです。

ですから、これよりほかに、ゼロという勝訴できなかった場合が、中小企業にとっては非常に深刻であり、いろいろな体験をしております。せっかく取った特許も、裁判では認められない、それから、勝訴した場合でも損害賠償額が非常に低い金額ですから、弁護士費用も出てこない。決して日本の弁護士費用は高いわけではないですね。にもかかわらず費用が出てこないから、特許を取っても意味がない、あるいは特許を取って権利を主張することに意味がないというのが、残念ながら日本の中小企業の認識なのです。

ぜひ、そういう観点から、この作業をしていただく、それは、多分3ページの一番上にあります、まさにイノベーション創出に向けて、権利者及び実施者双方というのは、言葉はあれかもしれませんが、大企業同士の場合には、こういうことかもしれませんが、中小企業の観点からしますと、ぜひ、日本再生のための知財戦略という観点から見て分析をしていただきたい。

そうしませんと、結局、実施者というのを別の表現をすれば侵害者、侵害者は少ないほうがいいのです。ですから、それが双方納得するということは多くの場合にはないわけで、ぜひ、これが現実、こういう数字を整理して見ると、改めて中小企業が特許を取っても意味がないと、なかなか勝てない上に、勝っても損害賠償額がこれだけということですから、次のページ以下の分析は非常に精密で異存はありませんけれども、どういう方向で検討をするかといったら、賠償額を引き上げて、中小企業が一生懸命研究開発をする、それからビジネスをするというようなことを奨励するような仕組みにしていきたいというのがお願いです。

それから、資料3-2の価値評価についても、大変良く分析していただいているので、こういう考え方は異存ありませんけれども、さっきもお話でしたが、10ページ、11ページの価値創造メカニズムのワークシートを中小企業の立場で、実際につくれる中小企業と、なかなかつけれない中小企業とございますので、ぜひ、普及版というか、らくらくバージョンみたいなものをつくっていただきたく存じます。中小企業が、こういう観点で経営するということは非常に大事だと思うのですが、実際に、資料3-2にあるようなワークシートをつくるのは大変ですから、この辺、先程御提案がありましたように、誰かワークシートをつくる指導員みたいなことを行うか、あるいは相談窓口にそういう人を置くかしていかないと、中小企業の立場からすると、なかなか絵に描いた餅となってしまいます。中小企業が希望をしているのは、特許を取ったり、いろいろな知財あるいは技術で、そういうビジネスを持っていたら、金融機関がお金を貸してくれるというのが、一番わかりやすい狙いのわけです。

それで、いろいろ事業を成功させたいというときに、今の価値評価を金融機関は行っていますけれども、あれでもなかなか中小企業の場合には負担になっている中小企業もあるわけです。こうしたことを本来できなければいけないのですが、中小企業の中にも、こうしたことに得意な中小企業、かなり大きくしっかりしているところと、まだそこまでしていない、あるいはその手前とか、段階があるということをぜひ頭に入れて、これをまとめていって、うまく活用されるようにしていただきたいという希望です。

以上です。

○渡部座長 済みません、時間が大分来ていますけれども、少し短目をお願いします。あと、山本委員だけでよろしいですか。

どうぞ。

○山本委員 もしかすると、私が気になっているのは、この資料のまとめ方なのかもしれませんが、3-2については、山田委員がおっしゃられることもよくわかりますので、同じところは割愛しますが、恐らく、牧場の例のようにわかりやすい技術、特許もあると思うのですが、将来何に使えるかわからないような、全く新しい既存の概念にはないような、インターネットという特許があるわけではないでしょうけれども、インターネットのように、どう広がっていくのかというようなものについて、どのように考えていくのかなと、AIのようにいろんな方面に広がっていく技術というのは、非常に将来の姿が描きづらいので、そういったものにどう対処するのかというのが必要かなと感じております。

あと、3-3については、荒井委員のほうから、今、中小企業という指摘がございましたが、日覺委員が言われたように、中国に限らず、世界中で自国優先主義的な考え方がどんどん進んでいくと、懲罰的賠償制度のようなものなのが強化され、単純に損害賠償額の算定が大きくなって、日本企業は海外でどんどん訴えられて、高い損害賠償金額を払わされるというようなことが、今後起こってくることも想定しなければいけないのかなと。

そうすると、海外の企業は、日本で同じ行為を行っても、そんなに対して大きな損害賠

償は払わなくていいということになると、結局、それは俯瞰して見ると、日本の産業界が弱体化する可能性もあるのではないかと考えていまして、今すぐに三倍賠償的なことが実現できないということも十分理解しておりますが、将来どう考えていくのかという示唆があってもよいのではないかと。

3-4も同じで、これも書き方なのでしょうけれども、この資料をパテント・トロールが見たら、何か日本を攻めに行きやすくなるなという見え方もするので、余り何もやらなくていいというようなまとめ方でよいのかなというのが気になっております。

以上です。

○渡部座長 時間が来ていますけれども、事務局からコメントがありましたら、短目をお願いいたします。

○仁科参事官 今、委員の皆様から資料の説明ぶりが、少し上から目線ではないかという御指摘もいただきました。

また、本来、活用されるような方向での周知のあり方という御指摘をいただきましたので、本日の御指摘、御意見を踏まえまして、今後、渡部座長のもとで、タスクフォースの最終取りまとめを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 特許庁さん、どうぞ。

○今村課長 ありがとうございます。

山本委員、日覺委員のほうからお話がありましたとおり、まさに、こういった損害賠償の話は、時代の流れとか、社会を取り巻く環境、特に中国は非常に早いというところもございますので、こういった流れにおくれないように、また、社会の要請を踏まえながら、我々も検討をしていきたいと思っております。

それから、荒井委員のほうから、中小企業の話がありましたが、特に中小企業の場合、流通経路とか、実施能力が低いといったところで、裁判において、請求金額から大幅に金額が控除されてしまうケースというのは多いと思っておりますので、今回、この報告書の中にあります、102条の1項又は2項と3項との重畳適用、こういったところを請求していただくということで、請求額の認められる額というのは、多少なりとも高くなるのかなと思っております。

とは言いつつ、やはり、中小企業の場合、虎の子の技術をしっかり知財で保護して、その事業につなげていかなければいけないというところは、確かにおっしゃるとおりですので、我々もこのあたりについては、引き続き、先ほどの海外の状況も踏まえながら考えていきたいと思っております。

○渡部座長 どうぞ。

○武重企画調査官 パテント・トロールの件について、山本委員、それから、細井委員のほうから御指摘をいただきましたが、9ページのところにつきましては、まさにバランス

というものが最も重要なのかと考えておりました、決してパテント・トロールが日本において活動しやすいということを示しているというわけではなくて、まさに1つ目の○のところの3つほど背景を書かせていただいておりますが、むしろパテント・トロールにとっては、決して魅力的な環境ではないのだということを示させていただいております。

また、最終的な結論のところにつきましても、多数意見はこうであったけれども、少数意見として、少なくとも次のような意見があったということは併記した形で必ず示すような対応をしていきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、最後の知的財産推進計画2018策定に向けた意見募集について、事務局からお願いします。

○仁科参事官 時間も大分押しておりますので、簡単に説明いたします。資料2-2をごらんください。

こちらが知的財産推進計画2018と知財戦略ビジョンの策定に当たりまして、皆様から頂戴した御意見、産業財産権分野のものをまとめたものでございます。

一番上の「知財教育」ということもございますけれども、こちらには、普通高校での教育ですとか、あるいは学校の先生向け、あるいはこれから学校の先生になる方向への教育の仕組みをしっかりとすべきといった御意見をいただきました。

2番目の「知財人材育成」に関しましては、IPランドスケープ業務を行い得る人材を育成すべきだとか、あるいは契約を駆使したような知財マネジメントを行うような人材を育成すべきといった御意見をいただいております。

「地方・中小企業」に関しましては、特に経営層の方に対しまして、先進的な知財戦略ですとか、知財マネジメントを一層普及・啓発すべきだというような御意見をいただいております。

産学連携に関しましては、事業起点の事業プロデュースチームの設置ですとか、目利き人材みたいなものをふやしたらどうかといった御意見をいただいております。

1ページ目の下のほう「知財紛争処理システム」に関しましては、先ほど来、御意見も出ておりますけれども、懲罰的賠償につきましては、日本の制度になじまないだとか、そういった懲罰的賠償を導入するような制度改正には反対という御意見もいただいております。

2ページ目に移っていただきまして、先ほど特許庁から御紹介をいただいたような標準必須特許の手引に関しまして、法的拘束力を持たせることについての検討ですとか、あるいは標準必須特許だけではなくて、周辺特許にも広げるべきではないかといった御意見もいただいております。

次の「医療分野」につきましては、医師の免責を認めた上で、医療行為について特許にするということについても考えてはどうかといった御意見をいただいております。

「国際」に関しましては、グローバルな権利取得に向けました審査のハーモミたいなものを日本特許庁主導で推進すべきではないかという御意見をいただいております。

「データ」につきましては、次回に扱いますけれども、上から2番目の項目で、競争領域のデータの囲い込みと協調領域のデータ利活用につきましてバランスをとるべきだとか、あるいは下から2番目のデータ構造に関する特許審査の事例について、国際的調和を希望するといった御意見もいただいております。

「標準化」に関しましては、パートナーシップ制度につきまして、今後期待するというような御意見。

また、先ほど御紹介しました「知財の価値評価」につきましては、積極的に、引き続き取り組むべきという御意見をいただいております。

3ページに移りまして「産業財産権法制度」につきましては、上から2番目ですけれども、新しいタイプの商標につきましてガイドラインを整備すべきだとか、あるいは、その次でございますけれども、識別力を喪失したような商標を取り消す制度を設けたらどうかといった御意見もいただいております。

「農水」分野に関しましては、農水産業における企業・団体等への知財の保護・活用、支援策をさらに拡充すべきだという御意見ですとか、最後の項目でございますように、育成者権の権利範囲の判断基準の明確化につきまして検討すべきというような御意見をいただいております。

弁理士の方向けには、国際化に対応するための研修を徹底すべきと。

「その他」の項目としましては、ブロックチェーン技術の知財実務への適用について検討を進めたらどうかといった御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

全体的な意見に対して、何か委員の皆さんから御意見をいただくことがありましたら、お願いいたします。

ちょっと人数を最初に把握しておきたいと思いますが、では、日覚委員からお願いします。

○日覚委員 まず、私は「国際」の項目についてですが、これらの意見は、全て特許制度の国際的な調和を目指すべきという意見であると思っています。

企業活動のグローバル化に伴って、知財制度の国際的な調和は当然の方向であると思っています。

例えば、PCT国際出願は可能ではあるものの、出願後の審査は、各国のルールにあわせて対応する必要があるなど、負荷が大きい等の課題もあると思っています。

このような負担の軽減をさらに進めること、究極的には、世界共通特許制度を実現することが理想であると思っていますが、特許審査の制度調和、それから出願人の負担軽減を特許庁が各国を先導して進めることを、この知的財産戦略ビジョンにも掲げるべきではな

いかと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 ありがとうございます。

最初に出ております知財教育について、少しコメントをさせていただきたいと思います。

ここは、特に理系大学に対しての知財教育のカリキュラムの強化を推進すべきという意見が紹介されています。今日文系、理系の壁を越えて、さまざまなリソースとか、創造性を結集してイノベーションを加速させようという国の方針が出ております。特にということと言ったのでしようけれども、理系、文系のバランスを取った知財教育が、国全体からみれば重要なことだと言われています。金融機関などは、文系の人が多くて、その人たちが知的財産のことを理解してくれないと、なかなか融資もしてもらえないし、特に中小企業は支援もしてもらえないとのこと。更に普通高校における理系の創造教育ということが強調されていますが、知財教育を通じた創造性の涵養は、なにも理系分野だけに求められているわけではないわけですね。こういったことの表現は、極力気をつけていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかは、よろしいでしょうか。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

先ほど、江村委員からありましたように、今もそうなのですが、これかもエコシステムというか、オープン・イノベーションというか、そういうのは必須な状況です。その端的なところが標準だと思うのです。

それと、従来からの特許制度は、余り合わなくなっている時代に来ているのではないかと理解しています。

ですので、従来の延長線ではなく、標準必須特許の取り扱いというのは、グローバルに、今言われている問題、ホールドアップだけではなくホールドアウトだったりとか、それ以外の問題も解決できるようなグローバルな取り組みというのを、今後考えていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

大体時間も、では、短目に。

○佐田委員 ありがとうございます。

産学連携について、少しコメントをさせていただきたいと思います。

意見募集の中で、大企業とアカデミアの提携を促進する仕組みづくりを行うべしという

意見がご紹介されています。法人化後共同研究が推奨されて来ましたが、その状況は、企業と先生方個人で、取り組んできています。

最近では、御存じのようにその活動を活発にしようと、組織対組織という体制が求められ、大学は先生方個人ではなくて、大学全体という形で取り組もうといったことが、現在かなり進んで来ています。ただ、問題は、企業から見ますと、先生方は研究分野で大学を超えて既に連携を図っています。そこで大学を超えて研究者と連携を図ろうとしますと、それぞれ個別に、大学ごとに交渉やら手続きなり、かなりやっかいになります。そういったことから、大学全体を1つの組織体として対応できればという意見が、産学連携を考えている企業から聞かれたりします。そこで、産学連携活動とか知財活動とか、技術移転活動という分野において、大学間で有機的な連携体制をとって共有化を図り、お互いに協力できる関係を築いて行くことが必要になると思います。そうすることにより、我が国のイノベーションの推進のコアやエンジンにとの期待に応えるためのも、もう一歩進んだ形の連携体制を、特にこれから大学間の連携体制が進んでくるとされる状況を鑑み、そこにあわせた産学連携活動を、今からやっていく必要があるのではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。知財教育等、幾つかコメントがありましたけれども、事務局からは、よろしいですか。

○仁科参事官 いただきました御意見を踏まえまして、表現ぶり等も注意しながらまとめていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○渡部座長 それでは、本日の予定の時間がまいりましたので、本日の会合は、ここで閉会したいと思います。

住田局長より、本日の議論について総括をいただければと思います。

○住田局長 きょうは、別の会議が重なりまして、おくれてまいりまして失礼をいたしました。

価値評価、損害賠償、パテント・コントロール等についてもいろいろと御意見をいただきましたが、やはり、もともと損害賠償の問題というの、知財の価値評価がちゃんとできていけば、適切な損害賠償にもなるのかなと思っておりまして、そのときに、特に知財だけで考えていては、本来の知財の持っている価値が考えられないということで、ビジネス全体の価値というところに重きを置いて考えてみようということでございます。

そうすると、三倍賠償とか、そういうことを言わなくても、もともと今までの知財単体の価値をベースにしていた損害賠償ではない、より大きな損害賠償というのもできる可能性があるのかなと思っております。

そういう意味で、ここのところは、各企業においては、やはり頑張ってもらわなければいけないところで、必ずしも、とくかくわかりやすく簡単に埋められるものをというので

はないアプローチを少し頑張らないといけないのかなと思っております。

一方で、普及版というのは当然つくっていかねばいけなわけですが、上手に本質のところうまくステップを踏みながら、だんだん意識が向くような、そんなやり方を考えてみなければいけないと思っております。

それから、最後のところで、いろんな意見募集に寄せられたコメントというのを御紹介いたしましたけれども、こうしたことも含めまして、また、この場で御議論をいただいたものを含めまして、知的財産推進計画2018をまとめていきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

最後に、次回以降の予定について、事務局から説明していただければと思います。

○仁科参事官 次回以降の会合の予定につきましては、資料1に記載のとおりとなっております。次回第5回の会合でございますけれども、営業日1日を中心に置くだけで、来週月曜日4月2日でございますが、コンテンツ分野との合同開催会合という形で予定をしております。

第6回会合につきましては、また、日程が決まり次第、御連絡を差し上げます。

○渡部座長 本日は、御多忙中のところ、ありがとうございました。これで閉会させていただきます。